

○年金たる補償等の支払いに関する端数計算の取扱いについて

平成8年7月22日地基企第52号  
各支部長あて 理事長

標記については、支払期月が平成8年8月以降である分からは下記のとおり取り扱うこととしたので遺漏のないように願います。

なお、「年金たる補償等の支払いに関する端数計算の取扱いについて」（昭和56年2月19日地基企第5号）は、平成8年7月31日をもって廃止します。

#### 記

年金たる補償及び年金たる福祉事業（傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金及び年金たる遺族特別給付金をいう。）の支払期月において支払うべき額（「年額×支給月数／12」の額をいう。）に1円未満の端数があるときは、4月、6月、8月、10月及び12月の支払期月にあつてはこの端数金額を切り捨てた額を支払い、2月の支払期月（支給を受ける権利が消滅した場合においては、最後の支払月とする。）にあつては当該月に支払うべき額にこれらの切り捨てた端数金額を加算したものについて、1円未満の端数を切り捨てた額を支払うものとする。